



第39回 二水会

2016年5月11日

議事





- ① 会長挨拶
- ② 在インド日本大使館からのご講話
- ③ 在ベンガルール領事事務所からのご連絡
- ④ 各委員会活動報告
- ⑤ 2015年度決算報告、監査報告
- ⑥ 2016年度役員体制、取締役の交代について
- ⑦ 2016年度予算について
- ⑧ 退任役員・新規役員のご紹介
- ⑨ 新規会員のご紹介
- ⑩ 事務局からのご連絡

①会長挨拶





林会長



②在インド日本大使館からのご講話

「最近のインド情勢と日印関係について」

▶在インド日本大使館 次席公使

菊田 豊 様

③領事事務所からのご連絡





▶在ベンガルール領事事務所 事務所長

》河上 淳一 様

在ベンガルール領事事務所 からの連絡事項

二水会 2016年5月11日 所長 河上 淳一

1. 伊勢志摩サミット開催に伴う「特別警戒

期間」の実施

2. METRO東西線開通のお知らせ



1. 伊勢志摩サミット開催に伴う「特別警戒期間」の実施

○5月26日,27日の両日,三重県志摩市賢島を主会場として,主要 先進7カ

国首脳会議(G7サミット)が開催。

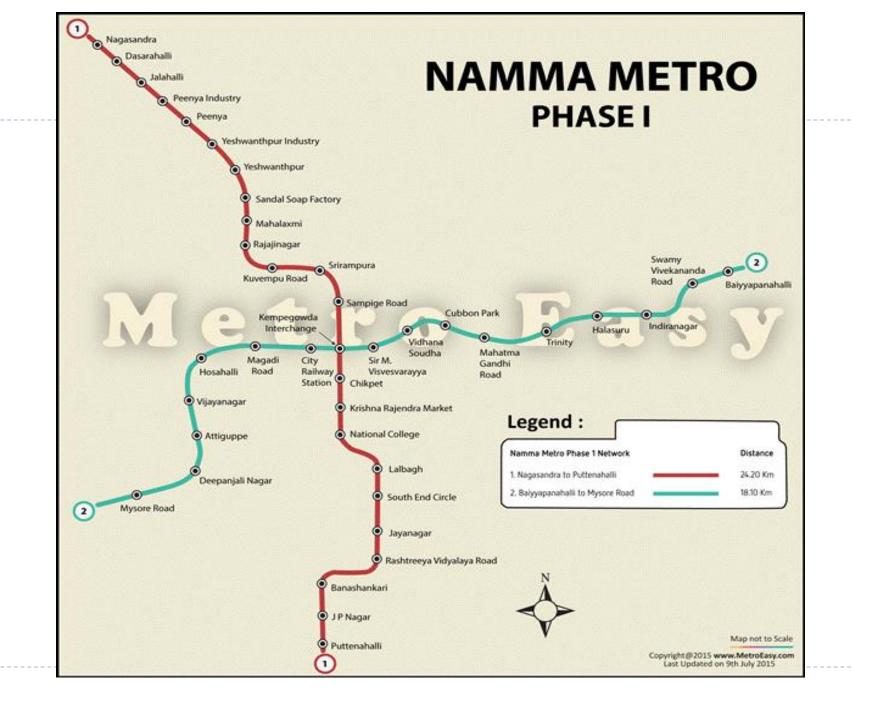
- ○また、4月~9月にかけ関連会合が日本各地で開催中。
- 〇日本政府は,テロ等を未然に防止するため,日本国内で各種警備諸対策を 実施中。
- 〇大使館,総領事館,領事事務所などでも警備強化の方針がとられている。
- 〇具体的には、5月16日から29日までの二週間を「特別警戒期間」とし、当地領事事務所においても、通常以上の警備強化を行う予定。
- 〇場合により、この期間来所される方々に、一定のご不便をおかけするかも しれませんが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



2. METRO東西線開通のお知らせ

- 〇4月末, ベンガルール・メトロ(通称:ナンマ・メトロ)第一フェーズ のうち, 東西線(パープル・ライン)が開通し, 29日に州首脳や 中央政府閣僚の出席を得て, 開通式典開催。
- ○今次開通により、第一フェーズ・パープルライン東端のバイヤパナハリ駅から市内中央部地下5駅を経由し西側のマイスール・ロード駅まで、距離にして18.1キロの直通運行が可能となった。
- 〇4月30日より,通常営業運転開始。当初朝6時から夜10時までの営業。1日の利用客は約8~9万人を想定。
- 〇1回の乗車料金は利用距離により、大人1人10ルピー~40ルピーの間で、1ルピー単位で設定。
- 〇今回営業を開始したカボン公園地下駅から領事事務所のある オフィスビルまでは徒歩3分の距離。











トインフラ委員会

鈴木 峰夫 委員長



2016年5月 インフラ委員会発表資料

2016年5月11日(水) インフラ委員会



黒柳 康太郎 様

日時:4月20日(水) 17時30分より JETRO様会議室にて



GSTの概要

- > GST とは、包括的な '消費税'で、全ての商品とサービスの提供に課される
- > GST は間接税を一本化し、間接税に関する複雑な法規制が
 - シンプルに明確になることが期待される
- » 現在、次のような2層による GST モデル が想定されている
 - 中央GST ('CGST') 中央政府が徴収
 - 州GST ('SGST)' 州政府が徴収
- 州外取引については、統合GST ('IGST') が中央政府から徴収される見込み
- 州外取引に1%を超えない範囲で追加税が2年間課される可能性あり (ただし、撤廃の可能性もあり)
- ▶ 重層的な課税を回避するための税額控除制度の設定
 - 納税者の資金負担や還付を最小限にするようTax creditの相互利用を可能に



GSTの概要 想定される税制

一元化される税

- 中央稅
 - 追加関税
 - 特別追加関税
 - 中央物品税
 - サービス税
 - 中央販売税 (CST)
 - 商品及びサービスの提供に対するサーチャージ 及び付加税

• 州税

- 州付加価値税
- 贅沢税、物品入市税、越境税、購買税、興 行税等州が課税するもの
- 商品及びサービスの提供に対するサーチャージ 及び付加税
- 1955 年Medicinal and Toilet Preparations 法に基づく物品税

GSTに一元化されない税

- 基本関税
- 印紙税
- 電気に関わる税金

• 飲料用アルコールに関わる税金

石油製品に関わる税は将来GSTに含まれる可能性あり



GSTの概要 課税と控除の仕組

課税種類	課税対象	相殺可能な課税 (上から順に相殺)
CGST	• 州内で供給する商品 /サービス	CGST;IGST
SGST	州内で供給する商品 /サービス	同一州内での売上に課される SGST;IGST
IGST	州外で供給する商品 /サービスインドへの輸入品	IGST;CGST;SGST



現在の状況

- 憲法改正案('改正案') が下院を2015年5月6に通過
- ・上院で特別委員会が改正案について審議

憲法改正

憲法改正

- 特別委員会の報告が2015年 7月22日上院に提出される
- ・改正案通過のためには上院で議員の 3分の2以上による承認

- 過半の州議会による承認
- 大統領の承認

憲法改正

GST 法案

- ・GST 委員会の発足
- GST 法案の 決定

GST 法案

- 両院での過半数の承認によりCGST法案 通過-その後、大統領の承認へ
- ●議会で可決されたGST法案に基づき、 州議会が州ごとにGST法案を可決
- ●GST法案の実施

GST 法案



現在の状況

- 中央政府は国家財政委員会へ法案を送り、意見を求めた
- 法案を公開した目的は、利害関係者などから広く意見を聞くため



政府はGSTの早期導入に向け 尽力している!



現在の状況

業務プロセス

政府はGSTに関する以下のプロセス、登録、納税、申告、還付について報告書を公開:

- 登録: GST ネットワーク (GSTN)上の'GST Common Portal' を通して、納税者は申請を行う。
- **納税:** RBIの コアバンキングソリューション (e-Kuber)が 統合と決済に使用される予定。 インターネットバンキング、OTC支払、NEFT、RTGSを通じて支払が可能。
- 申告: 共通の e-return を通し、CGST, SGST, IGST、追加税を申告できる。 法案では月次で3つの申告が必要となっており、コンプライアンス上の負担が大きい。 報告書に詳細な申告方法と申告タイミングの記載あり。
- **還付**: 不注意による超過納付、商品/サービスの輸出、見込納付の調整、 クレジット累積額等があった場合に還付が行われる。

州の税務当局がSGSTの還付を行い、中央税務当局は CGST と IGST の還付を行う 還付申請は規定されたタイムラインに従って実施する。



課税 & '提供'の範囲



- 提供は、販売、賃貸、リース、サービスの輸入を含む すべての提供
- 商品/サービスの自己提供、恒久的な事業資産の 移転/売却は報酬を伴わない提供として扱われる
- 取引内容が、商品の提供か、サービスの提供かを判断する詳細はガイドラインに掲載

'提供'の時期



- サービス提供時期の判断-主要な規定は課税地に関する規則(2011年)第3条を取り入れる。ただし、 請求書の発行期限については不透明
- 商品提供時期の判断-移動、請求書、代金の受領、 会計処理日の一番早い日付
- '継続したサービスの提供'の場合、代替的な提供時期 の判断が可能

'提供'の場所



- 登録された者へのサービスの提供場所は、サービス 受領の場所。非登録者への提供の場合、原則と してサービス提供者の場所
- 商品の提供場所は、仕向先の場所になる

評価



- 提供の価値は、関連当事者間の取引でない場合は、通常、取引価額となる
- 支店間等の社内提供の場合も、取引価額で課税される 見込
- 複合提供の概念の導入 ただし、評価については不透明

サプライチェーンへの影響ーベンダー、顧客

GST の影響

ベンダーの価格及び 原価構成の変化

物流事業者自身の原価構成と価格に影響

顧客の事業活動への影響

物流事業への影響

- ベンダーが提案する価格への影響
- 顧客との価格交渉への影響
- ・顧客がサプライチェーンの変更を望むことが考えられ、新たな事業機会の創出/既存のビジネスを維持への影響



これまでTax Creditの活用が限定されるために倉庫や物流ルートが制限されていた場合、GST導入を受けて、より効率的な場所に倉庫を統合したり、新たな物流ルートを設定することを検討。



収益拡大に向けた事業機会

購買及び物流

製造及び オペレーション

販売及び流通

マーケティング及び顧客

税額控除を正しく把握し、 価格設定を再考

調達価格の再検討

サプライチェーンの変更、

契約条件の再検討

州またぎの取引の考慮 事項の変化

適切な業者から適切な場所において適切な価格で調達

サプライヤーの見直し

新たな 倉庫保管拠点

特定の州での物品税の減免措置等はなくなる見込

適切な場所で適切な商品 を製造するために下記を検 討

現在の製造場所を拡張、移転、 閉鎖する価値

流通の相乗効果を高めるために 現在のインフラを活用可能か

製造vs購買

全部または一部の製造機能を外部委託することの検討

Tax creditという観点から 州またぎ取引の影響が薄 れることの販売ネットワーク への影響

倉庫の統廃合の検討

販売業者の統合、地域ごとの 再編の検討

ベンダーの統合、再編の検討

物流事業者の役割

州またぎの取引の考慮事項の 変化

新たな需要の掘り起こし

新たな顧客の掘り起こし

価格設定の見直しによる影響

新たな 輸送ルート

大規模倉庫を活用した 物流サービス



孟なメリットとデメリット

- > 新たな倉庫拠点やルートを活用した収益拡大
- Tax Creditの制度改善によるコスト削減
- 必要書類の削減や処理時間の短縮
- ▶ 物品入市税と入境税がなくなることによるコンプライアンス手続や費用の削減
- ⇒ 新たな倉庫保管モデル、サプライチェーンモデルの提案可能性
- 税金ベースの判断でなく需要やマーケットに基づいた経営戦略が可能に

デメリット

- ➤ 航空用タービンはGST対象外 GSTとの間でTax creditの互換性がない
- 輸送費に関して供給場所について明確な規定なし
- ▶ 付帯的なサービスへの課税について明確な規定なし
- ▶ 既存のTax Creditの移行について明確な規定なし





ご清聴ありがとうございました







▶ 稅務労務委員会

》 黒柳 康太郎 委員長



2015年度 第6回稅務労務委員会開催報告

<u>日時</u> 2016年4月13日 17:00-19:00



場所

デロイトバンガロール事務所会議室 (会議室のご提供を有難うございました)

議事

17:00-18:00

- (1) インドの日系企業進出状況 (JETRO 田代様) 18:00-19:00
 - (2) インド中央政府予算案 (EY 中原様)

出席状況

→16名のご出席者



(1)インドの日系企業進出状況 講師:JETRO 田代様

インド全体

2015年10月時点: 1,229社(4,417拠点)

(カルナタカ州: 190社)

自動車産業では日系企業の存在感が強い

電子部品関係企業の本格進出はまだ

新興国戦略商品開発のためには、研究開発拠点をインドに設けることも 検討すべき

インドIT産業の活用 中小企業のインド進出

(1) インドの日系企業進出状況

インド各地の工業団地

- ラジャスタン州ニムラナ日本企業専用工業団地
 - ・安価な土地価格、各種インセンティブ、ソフトインフラ
- ラジャスタン州ギロット日本企業専用工業団地
 - ニムラナの入居率が高まったため、新たに開発
- グジャラート州マンダル日本企業専用工業団地
 - ・安価な土地価格、充実したインフラ
- マハラシュトラ州スーパ日本企業専用工業団地
 - プネから北東に約75KM
- チェンナイ・日本企業が開発する工業団地
 - One Hub Chennai
 - Sojitz Motherson Industrial Park
 - Mahindra Industrial Park Chennai

(1) インドの日系企業進出状況

日系企業の労務管理とその工夫

労務問題は小さな問題が発火点となる。

- ・不公平、賃金/待遇、ストレス/杜撰な労務管理に起因する不満
- •外部活動家の存在

日系企業の工夫

- ・スト発生時の緊急対応「ストは外で」が基本
- ・人事評価の見直し
- 改善提案の奨励
- •肩書き
- ・採用試験の分散
- •労務管理部長の人選
- ・風通しの良い職場作り
- •正規採用と派遣比率の見直し
- ・合弁パートナーの活用
- •日常的な管理

講師:EY 中原様

2016予算の背景

(予算発表前)

モディ政権3回目の予算(任期5年) 2015年度の出来事

- ネガティブ(ー)
 - GDPターゲット未達(当初目標 8.4%)
 - 輸出の減少(2015年12月時点で13カ 月連続の減少)
 - 銀行の不良債権上昇
- ポジティブ(+)
 - 原油価格の下落
 - 堅調なFDI(2015年4-9月にて前年比 13%増)
 - 改革への各種施策
 - メイクインインディア
 - ▶ 税制改正 etc

(予算発表後)

サプライズの少ない予算 市場の反応はポジティブ

- ▶ 株価 予算発表の翌日はSENSEXは777ポイント UP上昇
- 為替 同様に翌日インドルピーは対USDにて0.5 ポイント上昇
- **▶ 今後に向けての課題**
 - ► PFへの課税
 - ► 州選挙 2016年度は5つの州にて選挙の予定あり (アッサム、ウエストベンガル、タミナ ドゥ、ケララ、ポンディチェリー)
 - モンスーン(過去2年はBad)
 - ▶ 各種施策のさらなる推進

主要政策:注力分野

- -農業及び農村 長期灌漑用基金の創設等
- ・社会セクター/ヘルスケア 健康保険スキームの立上げ等
- ・インフラ開発と投資 保険、年金等に関するFDIポリシー再編
- -教育/雇用創出 教育機関の強化
- ・金融セクターの再建国営銀行への資本注入金融会社の清算に関する法律倒産法の施行
- ・メイクインインディア/インドでのビジネス活動の緩和 関税、物品税の税率見直し

直接税

- ・基本税率に変更なし
- ・個人所得税のサーチャージ(年間所得1000万ルピー以上) 3%増
- ・メイクインインディアの促進

特許収入に対する優遇税制の導入

雇用創出に関する優遇税制の適用拡大

スタートアップに対する優遇税制

国際金融サービスセンター (IFSC)に対する追加の優遇税制

・納税者に配慮した提案 タイムリーな環付

間接税

- •税制合理化
- •訴訟の削減
- ・メイク・イン・インディア促進 特定の品目に関する関税率、物品税率の引き下げ
- ・自動車にインフラ税(物品税)を課税 (最大4%)
- サービス税率引き上げ(14.5%->15%)

(3)その他ーご連絡事項

- ▶ 次回は6月8日(水)17:00-19:00の予定
- ▶ 場所: Deloitte Haskins & Sells 事務所会議室
- テーマ ()内は講師の方々 FY2016-17の進め方 講義(未定)

皆様のご出席を歓迎します。

④委員会活動報告





建議書委員会

入保木一政 委員長



建議書委員会報告

2016年5月11日(水) 第39回二水会



プロジェクト支援を関する Commerce and Industry Bangalore (Project Facilitation Committee)

- 第11回プロジェクト支援委員会(座長 Gaurav Gupta産業コミッショナー、事務局Karnataka Udyog Mitra):4月18日(月)に開催。
- PFC参加企業(アルファベット順)
 - 1. Bidadi Industries Association (TKM)
 - 2. Kawasaki-MKI
 - 3. Mitsubishi Elevators India
 - Sakata Seeds India
 - 5. Takii Seeds India
 - 6. TMEIC Industrial System India
- カルナタカ州政府側出席者:産業コミッショナー、KIADB, KUM,
- 日本側出席者:領事事務所、ジェトロ、商工会、印日商工会議所
- 主な問題: ビダディ、ヴェームガル、ハロハッリ2、ヴァサンタ・ナラサプラの各工業団地の基本インフラ整備(上水管工事、水供給、アクセス道路、電力、アクセス道路)。用地割当。

日本工業可地(Ji Japanese Charles Commerce and Industry Bangalore

ore 🎉

Tumakuru Industrial Park: フォローアップ会議

開催

- 1. 日時:2016年4月4日(月)15:30
- 2. 場所:KSIIDC会議室
- 3. 出席者:
 - <カルナタカ州政府側>
 - KSIIDC, KIADB, Gama Infra Tech社 他
 - <日本側>
 - 経済産業省、在ベンガルール領事事務所、JICA、ジェトロ、
 - バンガロール日本商工会

日本工業可地(Japanes grading temperce and Industry Bangalore



開催

4. 協議事項:

- (1) 2月24日付けGO(政府通達)の確認。
- a. KSIIDCを担当事務局に指名し、METI/JETROと連携して、JITの開発を推進するよう指示。
- b. KIADBに対して、585エーカーのうち、未収分約226エーカーの収容 を指示。
- (2) コンサルタントの指名およびDPRを作成するためのTOR作成について、日本側の意見を求めた。日本側は、K州側の提案したコンサルタントに同意。(TORに対する見解は、後日K州側に連絡済み)。
 - (3) 用地収用は、2016年10月末までに完了するとのK州側見通し。
 - (4)日本側に対して、日本側が求める工業団地(共通エリアを含む) の詳細スペックを挙げるよう、K州側から日本側に要請あり。
- (5)今後フォローアップ会議を、月1回程度開催することで合意。

第15回建議書委員会開催

- 1. 日時:2016年3月29日(火)15:00
- 2. 場所:JETROベンガルール会議室
- 3. 出席者(敬称略):

河上(在ベンガルール領事事務所)、吉田(JICA)、 田代、Deepak (JETRO)、山田(TKM)、 Murali (TTIPL)、 松永、清水(HMSI)、久保木(JCSS)

4. 議題: 第8回ダイヤログ・モニタリング委員会での 日本側建議項目の検討



第8回ダイヤログ・モニタリング委員会の議題(案)

- 1. 日系企業進出動向およびインベスト・カルナタカフォローアップ
- 2. バンガロール周辺工業団地開発状況
- 3. 日本工業団地(JIT)の進捗状況
 - ●他州のJITの状況、優遇措置の付与の意向などを、日本側が州政府に対して説明する。
- 4. カルナタカ州に対するODA
 - (1) KIPP (Karnataka Investment Promotion Program)
 - (2) BPRR (Bangalore Peripheral Ring Road)
 - (3) ITS (Intelligent Transportation System) to solve the road congestion
- 5. バンガロール周辺道路の整備
 - (1) Satellite Town Ring Road (STRR)
 - a. NH207 (Dabaspet Hoskote)
 - b. KSHIP (Magadi Dabaspet) KSHIP*= Karnataka State Highway Improvement Project
 - c. Other part (Hoskote Anekal Kanakapura Ramanaga- Magadi)
 - (2) Peripheral Ring Road
 - (3) NH-209 expansion work (from NICE Road Junction to Kanakpura)
 - (4) Connectivity between NH-4 & NH-7 via Malur (Narsapur Malur Anekal)
 - (5) Connectivity between Hoskote and Malur



第8回ダイヤログ・モニタリング委員会の議題 (案)

- 6. プロジェクト支援委員会に対する評価
- 7. 投資環境整備(許認可手続きの簡素化)

 - (2) 以下の許認可手続きの改善・簡素化を提案
 - a. Clarification of land price fixing in Lease Agreement.
 - b. Exemption of Fire Dept's NOC for building construction in KIADB Industrial area.
 - c. KIADB to handle Issues related to property tax/ development charges by Gram Panchayat approval process
 - d. Exemption from BOCW (Building and other construction worker's Welfare) cess
 - ●以上の4点は前回のDMCで、州政府側が検討すると回答があったので、検討結果を聞く。
 - ●以下の問題は新たに提案する。
 - e. Increase in ground coverage from 45-50% to 70% (from 45% to 55% for above 3000m²) and in Floor Area Ratio (FAR) from the present average levels of 1.0 to 3.0 as per Industry Policy 2014-19
 - f. Streamlining of PESO(Petroleum and Explosives Safety Organization)'s NOC for storage facilities for diesel and filled gas cylinder



第8回ダイヤログ・モニタリング委員会の議題(案)

- 8. 工業団地のインフラ整備の早期実行
 - (1) 40MLD tertiary treated water in Narsapura Industrial Area
 - (2) Improvement of Power Supply in Malur Industrial Area
 - (3) Timely Supply infrastructure as per Lease Deed Agreement with KIADB
- 9. バンガロール市内交通渋滞の解消

Major congested area;

- (1) K.R.Puram-Hangging Bridge Surrounding area
- (2) Whitefield ITPL Main Road
- (3) Nrupatunga Road, K.R. Circle
- (4) Bannerghatta Road, around Dairy circle
- (5) Indira Nagar 100ft Road
- (6) Electronic City Toll Gate Area
- (7) Outer Ring Road/Old Airport Road Marathahalli Crossing
- 市内の道路混雑緩和に、政府当局はどのような対策をとっているかを聞く。
- バンガロール・メトロが完成すると、道路混雑にどのような効果が期待できるかを聞く。



インド中央政府宛の建議書 2016年度分の中央政府 (工省DIPP) 宛ての建議事項として、 以下の継続案件を5月5日に、インド日本商工会に提出した

先に募集のあった新規案件は特に応募はなし。

1. バンガロール周辺道路整備

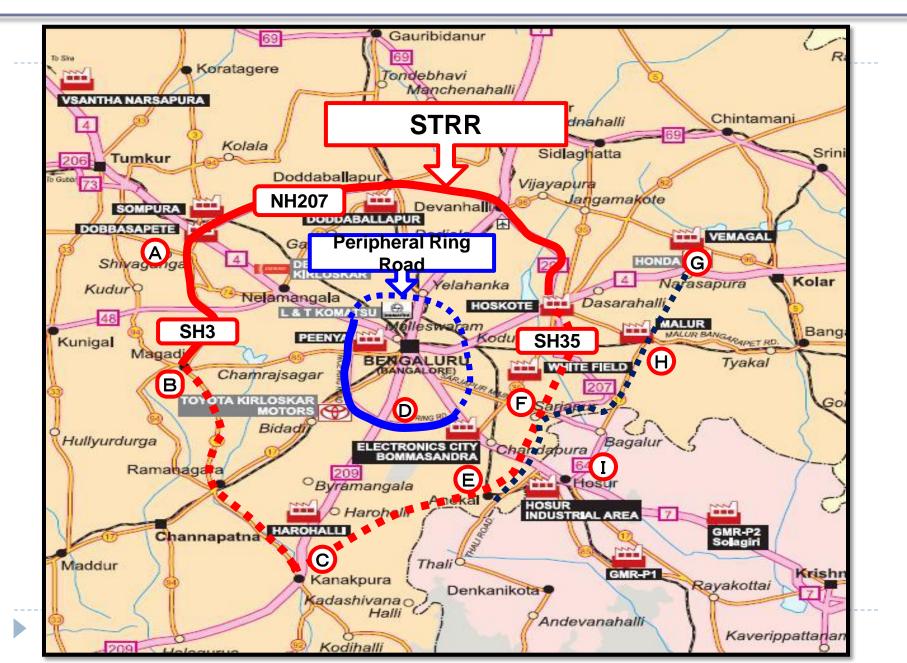
0

- 1) Malurを経由したNH4(Hoskote/Kolar)とNH7(Hosur)間のコネクティビティ改善(州政府としては、Hosurに代わり、Anekalとの接続を検討)
- 2) NH209の拡張工事の早期開始
- 3) KSHIP(Karnatakar State Highway Improvement Project)Magadi Dabaspet間の早期完工を要請。



- インド中央政府宛の建議書 2. CBIC実現に向けた関連道路の整備
- Peripheral Road (チェンナイ)
- Outer Ring Road (チェンナイ)
- Northern Port Access Road (チェンナイ) 3)
- Peripheral Ring Road (バンガロール) 土地収用が課題。土地収用の 問題を早期に解決し、建設工事が開始されることを要請。完工に向けた 正確なスケジュールを確認したい。
- Satellite Town Ring Road (バンガロール) Dabaspet-Doddaballapur-Devanahalli-Hoskote間は工事が開始され ているものの、進捗に遅れあり。対策案と完工のスケジュールを確 認したい。残りのうちのHoskote-Anekal- Ramanagara-Magadi間に ついても土地収用を進めて、工事を着工願いたい。





バンガロール日本商工会

Japanese Chamber of Commerce and Industry Bangalore

ore 🎉

インド中央政府宛の建議書 2015年度分の建議事項 SVB(Special Valuation Branch) の制度の緩和は、

2015年度分の建議事項 SVB(Special Valuation Branch) の制度の緩和は、2016年2月9日付けの通達で、緩和が発表されたことから、2016年度分としては、建議せず、一年間様子を見た上で、改めて検討することとなった。

親子間輸入取引でSVB(Special Valuation Branch)制度緩和(2月9日付け通達)

- 1) 輸入価格承認申請後の、当局からの質問の回答期限を30日から、60日に延長し、従来の1%のEDD(Extra Duty Deposit)を廃止した(60日後は5%のEDDが必要となる)。認証の決裁は、原則60日以内に行う。例外はさらに60日延長。従い、5%のEDDも原則は最長60日間となる。
- 2) SVBに既に申請している案件で、質問の回答も行っている場合は、EDDの支払いは停止できる。 る。 懸案の案件は、2016年10月末までに決裁する。
- 3) SVBの認証申請は、審査官の審査を経て、SVBの決裁をもらっていたが、審査官だけの認証 も可能となった。
- 4) サンプル、関税が免除となっている物、年間の輸入が250ルピー以下の場合は、SVBの認証は不要。
- 5) SVBの申請は、会社が登録されている地域の税関以外でも、可能となった。
- -6) 3年間有効の承認を更新する場合、輸入価格が変更ない場合は、簡素化される。更新手続き 申請済みの場合、2016年5月31日までに申告が必要。輸入価格変更ない場合は、認証され たことになる。輸入価格変更ある場合は、新規申請と同様手続きとなる。

- ・建議事項を、建議書委員にお寄せ下さい。
- ・プロジェクト支援委員会にご参加下さい。
- ・トゥムクル日本工業団地をご紹介下さい。

ご清聴ありがとうございました

⑤ 2015年度決算報告、監查報告

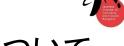


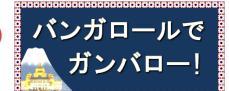
宮本 武 会計役



15年度(15年4月~16年3月)会計報告

	•		(単位:INR)	(当初予算)
前期繰越残高			1,897,331.78	(1,897,331.78)
47.X (A)	入会金 5,000×13社 年会費 二水会参加費 2,000×141名(累計)	65,000.00 2,100,000.00 282,000.00	2,447,000.00	(2,370,000.00)
<u>支出(B)</u>	二水会会合費(6回) 事務局委託費(NAVIS) HP改修費 会計費用(Dias&Associates) Tax Deducted at Source その他(Rubber Stamp, 名刺等)	2,174,603.00 317,096.00 73,074.00 131,980.00 76,059.00 803.31	2,773,615.31	(2,850,000.00)
収支(A-B)			▲326,615.31	(▲480,000.00)
次期繰越残高			1,570,716.47	(1,417,331.78)

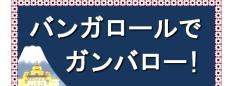




朝稲寛副会長





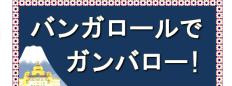


- ▶ ■退任役員
- ▶会 長:林 靜(豊田通商)

▶ インフラ委員長:鈴木 峰夫(近鉄エクスプレス)

▶事務局長:岡本 正(豊田通商)





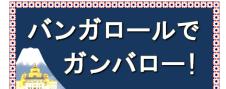
- ▶ ■2016年度 役員体制
- ▶会 長:猪瀨 創(清水建設)※取締役

▶副会長:金澤 勇一(豊田通商)新規

▶ 副会長: 朝稲 寛(トヨタ・キロロスカ・モーター)

▶副会長:河西 利行(エプソン)新規 ※取締役





- ▶ インフラ委員長:黒澤友(三菱日立パワーシステムス)新規
- ▶ 稅務労務委員長: 黒柳 康太郎(PwC)
- ▶ 建議書委員長: 久保木 一政(JCSS)※取締役
- ト会計役:宮本 武(みずほ銀行)

- ▶ 事務局長:安井 健一郎(清水建設)
- ▶ 副事務局長:梅原 幸史(豊田通商)新規



⑦ 2016年度予算について

宮本 武 会計役

会則変更に関する提案



【提案内容】

会則第12条第1項付則の変更。変更内容は以下の通り。

《変更前》

入会金は**5,000**ルピーとする。会費は当分の間、*月額1,250ルピー*とし、 **1**年分を一括して納付する。

《変更後》

入会金は**5,000**ルピーとする。会費は当分の間、*月額2,000ルピー*とし、 **1**年分を一括して納付する。

【提案理由】

- 1. 会員数増加による収入増に伴い商工会収支は収入超過であった。商工会という組織の性格を踏まえれば、極力単年度収支を均衡させることが望ましく14年度に月額1,500ルピーから月額1,250ルピーへの会費引下げを実施。
- 2. 従来市場実勢比低価格で提供を受けていた会場使用料につき見直し要請あり。 従来の会費水準では商工会会費運営は不可能であり、必要最低限の見直しを 行うもの
- 3. なお、今後についても、会費有効活用を前提に、商工会会員規模・物価変動等を踏まえ会費水準は適宜適切に見直しを実施。





16年度(16年4月~17年3月)予算案

(単位:INR)

			(+ ± .11(1)
<u>前期繰越残高</u>			1,570,716.47
収入(A)	年会費 (@24,000×140社)	3,360,000.00	3,560,000.00
	入会金	0.00	
	二水会追加参加費	200,000.00	
	(@2,000×100名)		
<u>支出(B)</u>	二水会会合費(6回)	3,300,000.00	4,020,000.00
	事務局委託費(NAVIS)	350,000.00	
	HP保守運営費	80,000.00	
	会計費用(Dias&Associates)	140,000.00	
	Tax Deducted at Source	100,000.00	
	予備費	50,000.00	
<u>収支(A-B)</u>			▲ 460,000.00
次期繰越残高			1,110,716.47



⑧ 退任役員・新規役員のご紹介

■退任

- ▶会 長:林 靜(豊田通商)
- インフラ委員長:鈴木 峰夫(近鉄エクスプレス)

▶ ■新規

- ▶ 副会長:金澤 勇一(豊田通商)新規
- 副会長:河西 利行(エプソン)
- インフラ委員長:黒澤友(三菱日立パワーシステムス)
- ▶ 副事務局長:梅原 幸史(豊田通商)



⑨ 新規会員のご紹介





- ■三菱電機インディア橋本 様
- ■三菱エレベータインド 米田 様

<u>現会員数:144社</u>

⑩ 事務局からのご連絡





次回二水会(第40回)は、2016年7月13日(水)開催予定です。

▶ 第10回賃金実態調査の提出締切:5月31日

E-mail: jcci.blr@gmail.com

Web: http://www.jccib.com

